

2009年（平成21年）5月21日

各 位

会社名 株式会社 ティン
代表者名 代表取締役社長 市野 諒
（JASDAQ・コード番号 7217）
問合せ先 取締役（管理課担当）那須 賢司
（TEL. 045-810-5511）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関して、平成21年6月17日開催予定の当社第26回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い定款の一部を変更し、合わせて条数ならびに字句の修正等、所要の変更をおこなうものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定に相当する条文はすでに無効となっております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|--------------------|-----------------|
| （1）定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21年 6月17日（水） |
| （2）定款変更の効力発生日 | 平成 21年 6月17日（水） |

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じる募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. <u>株式名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じる募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>